

「なら健康友の会」 規約

第1章 総則

第1条 名称

この会は、「なら健康友の会」と称する(以下、会とよぶ)

第2条 事務所

この会の主たる事務所を奈良県奈良市西木辻町 200 番地におき、必要な地域に支部事務所をおくことができる。

第3条 目的

つぎにかかげる各項を会の目的とする。

1. 会員および地域の健康をまもる。
2. 安心して住み続けられるまちづくりをすすめる。
3. 全日本民主医療機関連合会（以下、民医連）に加盟する医療法人岡谷会事業所等、その他団体と協力共同し発展をめざす。

第4条 事業

会は目的達成のため、つぎの事業をすすめる。

- 1 会員と地域の健康増進と疾病予防のための活動をおこなう。
- 2 民医連に加盟する医療法人岡谷会事業所等、その他団体と協力共同し、共同の営みとしての医療・介護福祉、経営を発展させる。
- 3 協力共同の立場から、医療法人岡谷会の経営及び資金参加をすすめる。会は地域の声を集約し反映する。資金参加として岡谷会地域協同基金の応募に取り組む。岡谷会地域協同基金は、医療法人岡谷会の規定に則る。
- 4 社会保障、医療保障制度の充実のための諸活動をおこなう。
- 5 反核・平和、民主主義を守る運動、安心して住み続けられるまちづくりのための活動をおこなう。
- 6 会員相互の親睦と交流をはかるための活動をおこなう。
- 7 その他、会の目的達成のため必要な活動をおこなう。

第2章 会員

第5条 入会

- 1 この会が定めた入会申込書に記入提出とする。
- 2 入会金は 1000 円とし、退会・除会時には返金をしない。入会金は支部財政に直接あてる。
- 3 入会申込書に記入された同居家族はすべて会員とし、支部に所属する。会員には会員証が交付される。

第6条 権利

会員は所属する支部を通じて会の運営や、医療法人岡谷会の諸活動について報告を受け、意見を述べることができる。

第7条 届出

会員は、氏名もしくは住所を変更した際は、速やかにその旨をこの会に届けなければならない。

第8条 退会

会員は、本人の申し出により退会することができる。

第9条 除会

この会は、会員が次に該当するときは、幹事会の議決によって、除会することができる。

- 1 この会の事業を妨げ、又は信用を失わせる行為をしたとき

第3章 役員

第10条 会は以下の役員をおく。

- 1 幹事
- 2 会計監査役
- 3 役員任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

第4章 機関

第11条 会につきの機関をおく。

- 1 総会(議決機関)
- 2 幹事会(執行機関)
- 3 会計監査

第12条 総会

- 1 総会は定期総会と臨時総会からなる。
- 2 定期総会は毎年1回開催し、会長が招集する。年1回6月を基本とするが、必要な場合は幹事会の承認を得て期日を変更することができる。
- 3 総会は役員と代議員で構成する。
- 4 総会の成立要件
 - (1) 総会は、役員及び代議員の各過半数出席をもって成立する。
- 5 会長はつぎの各項に該当する場合、臨時総会を招集する。
 - (1) 幹事会が必要と認めたとき
 - (2) 総会代議員の3分の1以上から招集の要求があったとき
- 6 総会の招集は、日時および目的を示し、議案を付して1週間前までに通告する。
- 7 議長は出席した代議員の中から選任する。
- 8 代議員の選出基準および方法
 - (1) 幹事会は支部の世帯数、班数を考慮して出席定数を定める。
 - (2) 代議員は、支部総会により選出される。
- 9 代議員の任期は総会から次期総会までとする。
- 10 代議員の役割及び権利
 - (1) 代議員は、議決権及び選挙権を有する。
 - (2) 代議員は、議長に発言の許可を得、所属、氏名を告げてから発言する。
 - (3) 代議員の発言は、選出された支部における支部総会等の討議を尊重して行うものとする。
- 11 補欠代議員
 - (1) 代議員は、補欠代議員をもって議決権及び選挙権を行うことができる。
 - (2) 補欠代議員が出席する場合には、代理権を証する書面として、その代議員が署名または記名押印した委任状を幹事会に提出することを要する。
- 12 総会はつぎの事項を議決する
 - (1) 事業計画及び事業報告
 - (2) 予算及び決算
 - (3) 役員及び会計監査の選出
 - (4) 各種規定の制定、変更及び廃止
 - (5) 規約の変更

(6) 解散及び合併

(7) その他事項

13 役員選挙

(1) 選挙により選出された幹事のなかから選考委員会を構成して、推薦者名簿を作成する。

(2) 選挙により幹事のなかから以下を互選により決定する。

1) 会長 1名

会長はこの会を代表し、総会、幹事会を招集し、この会の活動を統轄する。

2) 副会長 若干名

副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは、あらかじめ定めた順序に従ってその職務を代行する。

3) 事務局長 1名

事務局長は事務局を統轄する。

4) 事務局次長 若干名

事務局次長は事務局長を補佐し、事務局長事故あるときは、あらかじめ定めた順序に従ってその職務を代行する。

(3) 選挙は、総会において選出する。出席代議員の過半数の支持により選出する。

(4) 役員は、会員の中から選出する。

(5) 幹事会に、役員候補を推薦するため役員選考委員会を設置する。

(6) 会員は、立候補することができる。

14 採決の方法・手続

(1) 議長は採決にあたって議場の閉鎖を宣告し、総会の成立の状況を確認する。

(2) 採決は、挙手もしくは拍手のいずれかの方法によるものとし、議長がこれを決める。過半数をもって議決する。賛成・反対が同数の場合は、議長が判断する。

(3) 議案の採決は各議案ごとに行わなければならない。ただし、一括して審議した議案について、一括して採決することを妨げない。

15 議長は、採決の結果を宣言しなければならない。

第13条 幹事会

1 幹事会は、幹事をもって構成する。

2 幹事会は、本会の業務執行を決する。

3 幹事会は会長が招集し、毎月1回開催し、次期総会までの会の運営にあたる。

4 その他幹事会の運営に関し必要な事項は、規定で定める。

第14条 幹事会の議決事項

この規約に特別の定めがあるもののほか、次の事項は、幹事会の議決を経なければならない。

1 この会の財産及び活動の執行に関する重要な事項

2 総会の招集並びに総会に付議すべき事項

3 この会の財産及び活動の執行のための手続き、その他この会の財産及び活動の執行について必要な事項を定める規則の設定、変更及び廃止

4 取引金融機関の決定

5 前各号のほか、幹事会において必要と認めた事項

第15条 幹事会の議決方法

- 1 幹事会の決議は、幹事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

第16条 会計監査役

- 1 会計監査役は、この会の会計期間終了後に監査する。
- 2 会計監査役は、幹事会に参加し、意見を述べることができる。
- 4 会計監査役の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

第17条 事務局

- 1 この会の事務を処理するため、事務局をおく。

第5章 会計

第18条 財政

- 1 会の財政は、助成金、寄付金等をもってあてる。
- 2 会計年度は4月1日にはじまり、翌年3月31日におわるものとする。

第6章 支部

第19条 支部

- 1 支部の結成は、別途定める支部運営規定にもとづくものとし、幹事会で承認し次期総会で確認をうけるものとする。
- 2 支部の運営は、別途定める支部運営規定による。
- 3 別途定める「なら健康友の会 支部活動費に関する規定」にもとづき、医療法人岡谷会より支部活動費を支給する。

第20条 支部運営委員会の運営、構成、任期

1 運営と構成

- (1) 支部運営委員会は、運営委員で構成する。支部と支部運営委員会は、幹事会と班・会員をむすぶ中間機関の役割を担う。
- (2) 支部運営委員会は原則として毎月1回開催し、幹事会に報告する。
- (3) 支部は必要に応じて専門委員会を設けることができる。

2 運営委員および任期

- (1) 支部は、支部総会で運営委員5名以上15名以内を選出する。
- (2) 支部運営委員から以下の支部役員を決定する。

支部長 1名

副支部長 若干名

事務局長 1名

会計 1名

また、必要に応じて事務局次長をおくことができる。

- (2) 運営委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

第21条 支部総会

- 1 支部総会を年1回、定期総会前を基本とする。
- 2 支部総会はずぎの事項を議決する
 - (1) 事業計画および事業報告
 - (2) 予算及び決算
 - (3) 運営委員及び代議員、補欠代議員、会計の選出